様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 1月 6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えざきぐりこかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 江崎グリコ株式会社  （ふりがな）えざき　かつひさ  （法人の場合）代表者の氏名 江崎　勝久  住所　〒555-8502  大阪府 大阪市西淀川区 歌島４丁目６番５号  法人番号　5120001049268  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Glico グループは、「存在意義（パーパス）」と、「ありたい会社の姿（ビジョン）」を制定しました  ②　Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて | | 公表日 | ①　2022年 3月24日  ②　2022年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホーム>企業情報>ニュースセンター  　https://www.glico.com/assets/files/NR20220324\_2.pdf  　弊社ホームページ上で公表  ②　ホーム>企業情報>デジタル戦略  　https://www.glico.com/assets/files/Glico\_DX\_2030\_202207.pdf  　3ページ | | 記載内容抜粋 | ①　Glico グループは、2022 年 2 月 11 ⽇（⾦）に創⽴ 100 周年を迎えました。そして、この 100 周年を 機に新たに「存在意義（パーパス）」と「ありたい会社の姿（ビジョン）」を制定しました。パーパスは「すこや かな毎⽇、ゆたかな人生」、ビジョンは「Glico グループは人々の良質なくらしのため、⾼品質な素材を創意 工夫することにより、『おいしさと健康』を価値として提供し続けます」と定めました。  ②　パーパスとビジョンに立脚した中期事業計画の三本柱を貫く横串としてデジタル戦略を位置付けております。①お客様や生活者との接点強化による情報取得とデータに基づいた価値創造、②継続的に価値を提供するバリューチェーン運営と一貫したデータに基づいた意思決定、そして③場所に関係なくセキュアで効率的なコラボレーションを実現し、従業員の価値を最大化、これらが情報処理技術の活用の方向性であり、社内外に向かって変革を志向し、持続的成長に向けて経営基盤を強化して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議に基づいた外部公開資料  ②　取締役会決議に基づいた外部公開資料 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて  ②　人材の育成・確保：デジタル人財育成に関して Glicoグループのデジタル人財が身に着けるべきデジタルスキル | | 公表日 | ①　2022年 8月29日  ②　2023年12月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホーム>企業情報>デジタル戦略  　https://www.glico.com/assets/files/Glico\_DX\_2030\_202207.pdf  　弊社ホームページ上で公表、上記リンク先における第4 - 6ページ  ②　ホーム>企業情報>デジタル戦略  　https://www.glico.com/assets/files/Glico\_Digital\_Skills\_202312.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　①お客様や生活者との接点強化による情報取得とデータに基づいた価値創造、として、お客様と継続的な繋がりを保ち、お客様からデータを取得し、顧客理解を高め、商品開発・提供に活かすことでブランド価値を向上すること、並びにお客様と自社ファンコミュニティやリアル店舗などと連携し、“個客理解”を高め、あらゆるチャネルを通じて“個客”に価値を提供すること、と具体的な方策へ落とし込んでおります。同様に、②継続的に価値を提供するバリューチェーン運営と一貫したデータに基づいた意思決定、として、経営・事業・業務全層での一貫したデータに基づいた判断/意思決定スピード化、ERPによる基幹業務オペレーションを標準化と可視化、サプライヤーなど取引先とのデータ連携でお客様起点のバリューチェーンを実現、と具体化致しました。続く③場所に関係なくセキュアで効率的なコラボレーションを実現し、従業員の価値を最大化、は、いつでもどこでも簡単にヒトや知見を効率的に繋げ、コラボレーションを加速し、イノベーションを促進する趣旨です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議に基づいた外部公開資料  ②　取締役会決議に基づいた外部公開資料 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて  　体制・組織：Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて第7ページ  ②　人材の育成・確保：デジタル人財育成に関して Glicoグループのデジタル人財が身に着けるべきデジタルスキル  　https://www.glico.com/assets/files/Glico\_Digital\_Skills\_202312.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル化は全組織での取組と位置付け、各業務機能の現場からマネジメントに至るまで、課題設定及びデジタル技術の適用検討を実行し、システム部門が中心となって部門間連携を推進致します。  ②　デジタルの素養があり、自走と指導ができるような上位層の人材を増やす（2024年までに100名以上の育成を完了予定）と同時にシステム部門以外も含む社員全員がデジタルをビジネスに活用できるように全体的な底上げ（2024年までに江崎グリコ(株)正社員(約1400名)の育成を完了予定）を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて  　第8 - 9ページ | | 記載内容抜粋 | ①　環境整備の具体的方策提示として、デジタル人材育成とクラウドを活用したデジタル化、を打ち立てております。個々のレベルに沿ったデータリテラシー修得支援の階層を設定し、全社員がデジタル課題を設定・解決できる状況を目指すとともに、クラウド活用によるデジタル化の基盤を五つの側面から提示致しました。A: 生活者との接点とD2Cシステム基盤、B: データに基づく商品企画、設計、研究システム基盤、C: バリューチェーンプロセス管理と経営管理基盤、D: サステナブルな生産・調達・物流システム基盤、次いで、E: セキュアで効率的なコラボレーション基盤、以上の環境整備を具体的に示す内容です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Glicoのデジタル戦略　パーパス実現に向けて | | 公表日 | ①　2022年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホーム>企業情報>デジタル戦略  　https://www.glico.com/assets/files/Glico\_DX\_2030\_202207.pdf  　弊社ホームページ上で公開、上記リンク先における第10ページ | | 記載内容抜粋 | ①　推進指標としても大きく三つの軸を持ち、①お客様や生活者との接点強化による情報取得とデータに基づいた価値創造、②継続的に価値を提供するバリューチェーン運営と一貫したデータに基づいた意思決定、さらに③いつでもどこでも効率的にコラボレーションし、従業員が持つ価値を最大化、これらの下に成果指標、プロセス指標を複数置いております。①～③の三つの軸における主な成果指標と主なプロセス指標は下記の通りです。  ・主な成果指標  ①データ取得お客様数、リピート購入お客様数、商品開発リードタイム  ②意思決定スピード、プロセスのデジタル化率　可視化率、生産リードタイム  ③従業員サーベイ、出社前提の業務  ・主なプロセス指標  ①お客様提供データに基づく商品開発事例  ②ERP展開完了と業務の標準化率（23年1月）、経営ダッシュボードの活用、製造データ基盤の展開  ③リモートワーク環境整備（完了）（コミュニケーション基盤、経費精算・請求処理の電子化）、エンドポイントセキュリティ整備、デジタル人財育成目標達成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2022年 8月29日 | | 発信方法 | ①　デジタル戦略  　ホーム>企業情報>デジタル戦略  　https://www.glico.com/jp/company/dx/  　弊社ホームページ上で公開 | | 発信内容 | ①　代表取締役の江崎悦朗より発信した通り、「お客様の健康な毎日に寄与する事業を通じて社会に貢献する」ことが当社の「創業の精神」です。Glico グループはこれらを実現すべく、デジタル推進を通じて創業時から変わることのない健康への想いを更に進化させるメッセージをお伝えしております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 社長直轄のリスクマネジメント委員会に情報セキュリティ部会を設置し、グループにおける情報セキュリティの推進及び情報漏洩を含む各種事故等の発生防止、発生時の影響最小化、早期回復を図ることを目的に、サイバーセキュリティ経営ガイドラインに基づき、中期計画、年度計画を策定するとともに、インシデント対応体制の強化を推進しています。  参考URL)  https://www.glico.com/jp/csr/about/community/governance  また、セキュリティインシデント対応の一環として、CSIRTを設置 (日本CSIRT協議会へ参加) するとともに、定期的なインシデント演習を実施し、外部合同演習へ参加する等、CYDER参加によるCSIRT要員育成にも努めています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。